

# スポーツ活動における安全に関する 指導者の責任について (2)

遠藤 勝 恵 (山口大学教育学部)  
福元 和 行 (鳥取大学教養部)

A Study on Liabilities for Safety of Instructor & Supervisor in Sports Activities (2)

Katsue ENDO  
Kazuyuki FUKUMOTO  
(Received Nov. 19, 1993)

キーワード：水泳、指導者、安全、不法行為責任

## I はじめに

筆者は以前に、スポーツ活動における安全についての指導者の責任について検討する機会をもった。<sup>(1)</sup>

そこにおいては、指導者の責任の中の法的責任、とりわけ判例を手がかりとして不法行為責任について、指導に関する責任・監督に関する責任・人的設備の管理に関する責任・物的設備の管理に関する責任にわけて、検討した。

また、体育やスポーツ活動をめぐる指導者のはたらきかけの時間的経過の面から、運動実施前・実施中・実施後の各局面に分け、まず実施前の局面を検討した。

さらに、運動種目としては、重大事故となることが多い水泳活動をとりあげ、それを水泳プールにおける場合に限り、検討した。

今回は、それらをふまえて、同様に不法行為責任について、指導・監督・人的設備の管理・物的設備の管理の各々の責任に分けて、水泳プールにおける水泳活動について、運動実施中・実施後の各局面について、判例の資料として「不法行為判例集成」を用い、指導者の安全面についての基本的な責任の内容を検討して明らかにし、スポーツ活動における事故防止のための基礎とする。

(尚、スポーツ活動における指導者の、法的責任を含めた責任の種類や、法的責任の中の不法行為責任の内容については前述の拙稿「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について (1)」に概述してあるので、そちらを参照されたい。)

## 〔注〕

- (1) 拙稿「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について (1)」・山口県体育学会編 (平成5年) 山口県体育学研究・第37号所収
- (2) 加藤一郎・宮原守男・野村好弘編 (昭和51年) 不法行為判例集成・第10巻・人の被害 (1)・ぎょうせい (加除式)

## II 運動実施中の責任について

### 1 プール利用者への指導の責任について

プール利用者に対して、安全面から運動実施中に指導すべきこととしては、次のことがあげられる。

- (1) 危険を除去するために適切・ていねいな指導をする。<sup>(1)</sup>
- (2) 水泳に必要な準備運動等をさせる。<sup>(2)</sup>
  - ①準備体操<sup>(3)</sup>
  - ②シャワー浴び<sup>(4)</sup>
  - ③主運動のための予備的運動  
(例) ㊦プールサイドにつかまっでの潜水やけ伸び<sup>(5)</sup>
    - ①腰掛けキックや壁キック<sup>(6)</sup>
- (3) 特に水泳未経験者を対象とする場合には、その指導時間中は危険防止のための十分な措置を講ずる。<sup>(7)</sup>
- (4) 特に「さかとび込み」の指導に関しては、プールの底に衝突しないように、次の事柄に留意して指導する。<sup>(8)</sup>
  - ①空中の姿勢について、

{	㊦あごをひきしめ
	①上腕部で頭をはさむようにして
	㊦両腕を伸ばし
	㊦指先から水中に入る、ように指導する。
  - ②上記の姿勢を保持し、鋭角での入水をさけるために、台やプールの壁面に確実に足をかけさせる。
  - ③飛び込む際の「けり」が弱いからといっても、助走つき飛び込みをさせない。<sup>(9)</sup>

### 2 プール利用者への監督の責任について

プール利用者に対して、安全面から運動実施中に監督すべきこととしては、次のことがあげられる。

- (1) 水泳実施中は、水泳者を常に指導者の管理下において目の届く状態にしておき<sup>(10)</sup>、異常が発生した場合には、直ちに臨機の措置を講ずることができるようにする。<sup>(11)</sup>
- (2) 水泳実施中も、水泳者の外見上の健康状態について観察し把握している。<sup>(12)(13)</sup>
- (3) 水泳の授業や講習会などでは、水泳実施中は2人1組のバディ・システムによって相互に相手方の存在および健康状態について確認するようにさせる。<sup>(14)</sup>

- (4) プールサイドを走ったり、あるいはその勢いでプールに飛び込む者がいないように注意を払う。<sup>(15)</sup>
- (5) プール内が利用者が混雑している場合には、スタート台から飛び込む者と水中にいる者とが衝突しないように注意を払う。<sup>(16)</sup>
- (6) 水泳者に異常が発生した場合には、必要に応じて次のような臨機の措置をとる。<sup>(17)</sup>
- ①事故者の水中からの引き上げ<sup>(18)</sup>
  - ②迅速な人工呼吸や心臓マッサージ等の蘇生のための適切な措置<sup>(19)</sup>
  - ③医師または救急車の手配<sup>(20)</sup>

### 3 プールの人的設備の面の責任について

プール利用者の安全のための監視体制などの人的設備について、運動実施中に整えているべきこととして、次のことがらがあげられる。

- (1) プール利用時間中は、プールを常に監視して利用者の異常を直ちに発見できるようにしておき、また異常を発見した場合には直ちに臨機の措置がとれる体制を整えている。<sup>(21)(22)</sup>
- ①特に、水泳の未熟練者が入水している場合には監視をきびしくしている。<sup>(23)</sup>
  - ②同一施設内に大人用プールと子供用プールとがあつて、その間に柵などの往来防止のための設備がない場合には、子供が大人用プールに勝手にいかないように監視しておく。<sup>(24)(25)</sup>
- (2) プールに飛込板が付設されている場合には、これの利用による事故が発生しないように監視をする。<sup>(26)</sup>
- ①飛込板の勝手な利用をしないように注意をしておく。<sup>(27)</sup>
  - ②飛込板を利用させる場合には、その周囲近辺に遊泳者が近づかないように掲示をし、注意をしておく。<sup>(28)(29)(30)</sup>
- (3) プールサイドを走ったり、走ってきた勢いでプールに飛び込む者がいないように、注意をしておく。<sup>(31)</sup>
- (4) プール内の異常を発見しやすいように、場合によっては、プール内が混雑しないようにプール施設内への入場やプール内への入水を制限する。<sup>(32)</sup>

### 4 プールの物的設備の面の責任について

プール利用者の安全のための物的設備について運動実施中に整えているべきこととして、次のことがらがあげられる。

- (1) プール場内の放送等によって、次のようなことがらを注意する。<sup>(33)(34)</sup>
- ①プール場内を走らないこと
  - ②プールサイドから飛び込まないこと
  - ③プールに入る場合には、プールの水深を確かめること
  - ④子供は大人用プールに勝手に近づかないこと
  - ⑤保護者は子供を大人用プールに近づかせないこと
- (2) プールに備えつけの用具やプール利用者が持参した用具の使い方が、プールの使用目

的に反している場合や、一見して危険であると思われるような場合には、それを規制する。<sup>(35)</sup>

〔注〕

- (1)加藤一郎・宮原守男・野村好弘編（昭和51年）・不法行為判例集成・第10巻・人の被害(1)・ぎょうせい・P.169・6「従って、松浦（被告の水泳指導担当教師・筆者注）には（中略）前記危険（水中に深くまで進入してゆきやすくなることや、踏み切りの方向を誤まることにより極端に高く上がってしまい、空中での身体のコントロールが不可能になることなどの危険・筆者注）を除去するための適切、丁寧な指導をなすべき注意義務が存すると認められる（後略）」
- (2)同上・PP.97～98「先づ体育委員（生徒）の指導によって準備運動を行った後、更に被告照井（水泳指導教師・筆者注）の指揮によって水泳運動に必要な身体各部の柔軟体操や補強運動を行った。（中略）むしろ準備運動は入念綿密に行われたというべきである。」
- (3)同上・P.1215「本件事故当日の水泳教室は、前記認定の通り、準備体操・シャワー浴び・腰掛けキック・壁キックの順序で行なわれたのであり、右練習方法には事故発生の原因とされるべき問題点はない。」
- (4)同上・PP.97～98「このような準備体操の後、生徒らはシャワー室でシャワーを浴び、プールサイドに集合した。（中略）むしろ準備体操は入念綿密に行われたというべきである。」
- (5)同上・PP.97～98「プールサイドに集合した生徒に対し、更に被告照井（水泳授業担当教師・筆者注）は（中略）次の準備運動を行わせた。すなわち、生徒を二列横隊に並ばせ、前列を先に入水させプールサイドにつかまって潜水を各自五回づつ繰り返した後、蹴伸びでプール中央に向って六、七メートル潜水し、また元のプールサイドに泳ぎ帰らせることを二回行い、次いで後列にも同様のことを行わせた。（中略）むしろ準備運動は入念綿密に行われたものというべきである。」
- (6)同上・P.1215「本件事故当日の水泳教室は、前記認定のとおり、準備体操・シャワー浴び・腰掛けキック・壁キックの順序で行なわれたものであり、右練習方法には本件事故発生の原因とされるべき問題点はない。」
- (7)同上・P.205「水泳未経験者を対象とする水泳講習をするにあたって、その指導監督の任にある者は、講習時間中に十分危害防止の措置を構すべき義務があることはもちろんである（後略）」
- (8)同上・PP.169・5～169・6「「さかとびこみ」の指導に関して留意すべき点として、この飛び込み方法が、水面に頭部から入水し、この角度によっては、水底への頭部の激突の危険を内在させているものであるから、空中での姿勢については、「あごを引きしめ、上腕部で頭をはさむようにして、両腕を伸ばし、指先から水中にはいること、そして、右の姿勢を保障し、鋭角での入水を避けるために、「飛び込みの際には、台やプールの壁面に両足先を確実にかけさせること」があげられる。」
- (9)同上・P.169・9「松浦（水泳授業担当教師・筆者注）がかかるとの方法（助走つきの飛び込みの方法・筆者注）を指示したのは生徒が飛び込む際の「けり」が弱い点を補うためであったこと、かかる方法は水泳の指導書等によったものではないことは前認定のとおり

であるから、このように指導書等によらない方法を中学生の飛び込み指導に導入したこと自体、その妥当性が問われてしかるべきである。」

- (10)同上・P.1215「初級グループについては、町田章子（水泳講習会指導者・筆者注）の他に二名の指導者が指導にあたっていたことは前記のとおりであり、これらの指導者の目の届かない場所で節子（事故被害者・筆者注）らを自由に泳がせたというものではないから、指導方法に関して過失があったものとは認められない。」
- (11)同上・P.206「プール利用時間中たえずこれ（プール利用者・筆者注）に監視の目を怠らず、仮りににも利用者に異変を発見した時は直ちに臨機の措置を構すべきことは自明である。」
- (12)同上・P.1214「本件水泳教室実施中の受講者の身体の外観から窺われる健康状態についても、（中略）初級グループ六名ほどの状態は同グループの前記指導者三名によって把握されており、相当な注意がなされたことが認められる。」
- (13)同上・P.98「さきに認定したように、テスト中被告照井（水泳授業担当教師・筆者注）は生徒の採点をプールのスタート台から約五メートル先の地点で飛び込みとその後の泳ぎ方をスタート台から約十五メートルの間観察して行っていたものであって、（中略）プール内にはテストを受けた生徒とテスト中の生徒の精々三、四名がいるだけで、プール端に列んでいるこれからテストを受ける生徒達の目はその殆んどがプール面に注がれているし、プール中の生徒の前後には他の生徒が泳いでいるのであって、水泳中の生徒に異常事態が発生すれば、直ちに発見しうる状況下にある（後略）」
- (14)同上・P.204「右講習中は常に受講者二人が一組となって行動する、いわゆるバディ・システムがとられ、（中略）水泳練習中及びその前後も一組となった受講者がたえず互に相手方の存在を確認することとして事故の防止に努めていた。」
- (15)同上・P.1644「被告公園協会（水泳プール管理者・筆者注）は、（中略）プールサイドを走ってきた勢いでプールに飛び込む者がいないよう注意する等の措置をとる義務はある（後略）」
- (16)同上・P.1644「プールが混雑している場合には、被告公園協会（水泳プール管理者・筆者注）は、スタート台から飛び込む者が水中にいる者に衝突しないように注意、指導（中略）する等の措置をとる義務はある。」
- (17)同上・P.206「プール利用時間中たえずこれ（プール利用者・筆者注）に監視の目を怠らず、仮りににも利用者に異変を発見した時は直ちに臨機の措置を構すべきことは自明である。」
- (18)同上・P.1215「節子（事故被害者・筆者注）は急性心不全を起こして水中に沈んだ後早期に発見されたのであり、かつ、発見後は町田章子（水泳教室指導者・筆者注）らが直ちに節子を引き上げ、迅速に人工呼吸・心臓マッサージを施し、救急車及び医師の手配を遅滞なく行なっているのであるから、発見救助態勢の点で、講師ら及び担当職員に過失があったとは認められない。」
- (19)同上・P.101「ただ、右発作から死に至る極めて短かい過程において、医師でない被告（水泳授業担当教師・筆者注）らにとって極めて困難なものであったとはいえ、当然の義務である蘇生のための適切な措置を過失によりその知識がなかったためとりえなかったのである。」
- (20)同上・PP.99～100「さきに認定したように、昭彦（事故被害者・筆者注）がプールサ

イドに引き上げられた時刻は午前十時五五分頃であって、(中略)井原校医がかけつけてきたのは十一時七、八分頃、また救急車が到着したのは十一時十五分頃であり、その間において昭彦に対してとられた救急措置は、相内教諭によるマウス・ツウ・マウス法による人工呼吸、相内教諭、被告照井(水泳授業担当教師)によるニールセン式人工呼吸、井原校医による心臓マッサージとハワード式人工呼吸であり(後略)」

- (21)同上・P.206「プール利用時間中たえずこれ(プール利用者・筆者注)に監視の眼を怠らず、仮りにも利用者に異変を発見した時は、直ちに臨機の措置を構すべきことは自明である。」
- (22)同上・P.918「プール使用中はプールサイドの監視員またはこれに代わる水泳熟練者をリーダーとする会員が相互に危険防止に努めているのであるから、未熟者が右水深の浅い部分を超える等危険な状況にでたときはただちに適切な処置がとられることを期待し得べきもので、(後略)」
- (23)同上・P.1747「入水している水泳未熟練者に対する注意を厳にし、もって事故の発生を未然に防止すべきである。」
- (24)同上・P.1211「本件プールの構造・位置をあわせ考えると、前記のように大人用プールと子供用プールとの間には防止柵もなかったのであるから、プール監視員としては特に子供が子供用プールから大人用プールに接近するのを未然に発見防止すべき注意義務があることは明らかであり、(後略)」
- (25)同上・P.1747「泳げない児童・幼児が小人用プールから大人用プールに接近して、スタート台付近で危険な行動をするのを規制したり、(中略)もって、事故の発生を未然に防止すべきである。」
- (26)同上・P.1628「被告会社(水泳プールの設置管理者・筆者注)が右プールに付設した本件飛込み板はその装置及び構造よりみて小規模ではあるが、特殊の水泳技術とスリルを味わう一部のものに提供していると認められる。然らば、本件プールにかかる飛込板を設置しこれを自由に使用せしめ放任するにおいては危険の発生を伴うことは容易に予測せられ得る(後略)」
- (27)同上・PP.1628～1629「本件事故当時監視に当たっていた監視員は本件プール場内全般の監視に当たっていたもので、メガホン等使用せず、飛込板から回転飛込みをするものがあっても別段飛込者・遊泳者に注意を与えていなかったし、本件事故の発生すら付かなかったことが認められ、(中略)事故の防止に必要な注意が為されたものであるともいうに足りない。」
- (28)同上・P.1639「多数の人が共同で使用する公衆プールにおいて本件の如き飛込板が付設せられ自由に使用せられるにおいては危険の発生が予測せられ得ることは明らかである(後略)」
- (29)同上・P.1644「プールが混雑している場合には、被告公園協会(水泳プール管理者・筆者注)は、スタート台から飛込む者が水中にいる者に衝突しないように注意・指導(中略)する等の措置をとる義務はある(後略)」
- (30)同上・P.1648「監視員による注意等により、被告(水泳プールの設置管理者の大阪市・筆者注)らとしては本件のようなプーでの飛込事故防止のために通常必要と考えられる対策は講じていたと解すべきであって(後略)」
- (31)同上・P.1644「プールが混雑している場合には、被告公園協会(水泳プール管理者・筆

者注)は、(中略)プールサイドを走って来た勢いでプールに飛込む者がいないよう注意する等の措置をとる義務はある(後略)」

(32)同上・P.99「プール内にはテストを受けた生徒とテスト中の生徒の精々三、四名がいるだけで、(中略)水泳中の生徒に異常事態が発生すれば、ただちに発見しうる状況下にある(後略)」

(33)同上・P.1644「場内アナウンスによって平均5分間の間隔で、「場内では走らぬよに」・「プールには飛込まないように」・「プールに入るには深さを確認して入るよに」という注意放送をしており、(中略)この点に過失のかどは認められない。」

(34)同上・P.1747「入口付近には幼児ばかりなく児童にも保護者の同行を要する旨を掲示するとか、更には入場後においても児童などに理解できるように、場内の適当な箇所に大人用プールに対する危険を認識させ、危険防止を呼びかける旨の標識を設け、場内アナウンスをするとか、(中略)もって、事故の発生を未然に防止すべきである(後略)」

(35)同上・P.1787「もっとも教育委員会(水泳プール管理者・筆者注)あるいはその担当者において、クラブ(社会人の水泳クラブ・筆者注)が本件プールの使用目的に反するような用法あるいは一見して不相当・危険であると知りうる方法ないし用具を用いるような場合においては、プールという営造物の性質からして、これにより発生することがあるべき危険を予防するための措置をとるべき義務の存在まで否定することはできない(後略)」

### Ⅲ 運動実施後の責任について

#### 1 プール利用者への指導の責任について

プールの利用者に対して、安全面から運動実施後に指導すべきこととしては、次のことがらがあげられる。

- (1) その時間やその回の練習・講習の終了をプール利用者に告げ、点呼をとるなどして無事確かめる。<sup>(1)</sup>
- (2) 練習や講習の終了時にシャワーを浴びさせ、更衣をさせる。<sup>(2)</sup>

#### 2 プール利用者への監督の責任について

プール利用者に対して、安全面から運動実施後に監督すべきこととしては、次の事柄があげられる。

- (1) 練習や講習の終了後の無断の勝手なプール利用を禁ずるために注意する。<sup>(3)</sup>
- (2) もしも上記(1)の禁をやぶる者を発見した場合には、直ちにこれをやめさせる等の措置をとる。<sup>(4)</sup>
- (3) 水泳の授業や講習会などの終了後、受講者等全員がプールから更衣室に退出しただけで安心することなく、受講者等全員が更衣してプールのある施設から退出したことを確かめる。<sup>(5)</sup>

また、プールのある施設の出入口において、受講カードや会員カードなどによってプール利用者の入退場が把握できる受付係等がある場合には、それも併わせて利用して、



プール利用者の存否を確かめる。<sup>(6)</sup>

### 3 プールの物的設備の面の責任について

プール利用者の安全のために、物的設備について運動実施後にすべきこととして、次のことがらがあげられる。

- (1) プール利用時間の終了の際には、プール内およびプールのある施設内の異常の有無について点検し、無事を確認する。<sup>(7)</sup>

〔注〕

- (1)加藤一郎・宮原守男・野村好弘編（昭和51年）・不法行為判例集成・第10巻・人の被害  
(1)・ぎょうせい・P.204「午後八時半になると鎌田雄（水泳講習会指導者・筆者注）の合図で再びプールサイドにあがって同人から本日の講習が終了したこと（中略）を告げられ（中略）、水泳練習（中略）後も一組となった受講者がたえず互に相手方の存在を確認することとして事故の防止に努めていた。」
- (2)同上・P.206「指導監督の任にある鎌田（水泳講習会指導者・筆者注）やこれを補佐し又はこれに代わる者らにおいては講習時間終了に際して、受講者が全員プールから更衣室に退出したのみで安心することなくこれらの者が（中略）再びプールに戻るのこないよう留意し、受講者全員が着衣して本件体育館を退出したかどうかまで確認すべき義務あるものというべきである。」
- (3)同上・P.205「その定められた時間外においても、受講者はプールの使用が可能な限り指導者の指示に背いても独りプールに入ることは往々ありがちなことであるから、任にあるものとしては講習時間外の水泳を禁ずるために適切な措置を講じ（中略）るべきものであって、（後略）」
- (4)同上・P.206「任（水泳講習会の指導監督・筆者注）にあるものとしては講習時間外の水泳を禁ずるために適切な措置を講じ、もし禁を犯すものを発見したときは、直ちにこれをやめさせる等の適宜の処置を採り得べき態勢をとるべきであって、これ水泳未経験者の講習実施について、指導監督の職にある者が、受講者の安全を保ち事故発生を予防するため、当然要求される義務である。」
- (5)同上・P.206「指導監督の任にある鎌田（水泳講習会指導者・筆者注）やこれを補佐し又はこれに代わる者らにおいては講習時間終了に際して、受講者が全員プールから更衣室に退出したのみで安心することなく、これらの者が（中略）再びプールに戻るのこないよう留意し、受講者全員が着衣して本件体育館を退出したかどうかまで確認すべき義務あるものというべきである。」
- (6)同上・P.206「殊に本件においては、受付係の保管する講習会会員証の存否を確認することにより容易に受講者の存否は判明するものであり、（中略）しかるに本件当面の責任者である鎌田雄（水泳講習会指導者・筆者注）は（中略）受付係と連絡する等の措置も採らず退出しているものであり、これを補助する受付係も会員証の存否により早期に一郎（事故被害者・筆者注）の残留を発見することを怠っている。」
- (7)同上・P.205「他方受付係は、一郎（事故被害者・筆者注）の会員証がまだ残っているにもかかわらず、これを看過し午後九時になると通常どおり本件プールの消灯をし、右消灯前にはプールについて異常の有無についてなんらの点検をしていない。」



なお、本稿において検討対象とした判例の概要は表1に示す通りであり、本稿のⅡおよびⅢにおける各々の〔注〕の番号もあわせて示した。

(表1 (1), (2) )

表 1 本稿において検討対象とした判例の概要

No.	①事故発生場所	②被害者 (被害)	③被告	④争点
1	市立中学校プール (体育授業中)	中学3年生男子 (心不全による死亡)	千葉市 (授業担当教諭の 使用者)	授業担当教諭の 心臓マッサージの不作为 と死亡との因果関係
2	市立中学校プール (体育授業中)	中学生男子 (全身マヒ)	横浜市 (体育授業担当 教諭の使用者)	「助走つき飛び込み」 指導の教諭の過失
3	同上	同上	同上	同上
4	東京YMCAプール (水泳講習会 終了後)	講習会受講者 ・成人男子 (溺死)	東京YMCA (講習会指導員の 使用者)	⑦水泳講習会指導員の過失 ⑧プールの設置・管理の 瑕疵
5	町立小学校プール (体育授業中)	小学6年生女子	丹原町 (授業担当教諭の 使用者及びプールの 設置・管理者)	⑦授業担当教諭の指導の 過失 ⑧プールの設置・管理の 瑕疵
6	市立高校プール (水泳部活動中)	高校1年生男子 水泳部員 (溺死)	大阪市 (プールの設置・ 管理者)	プールの設置・管理の 瑕疵
7	市立小学校プール (隣接の児童公園 から金網フェン スを乗り越えて 転落)	3才7ヶ月の幼女 (転落死)	釜石市 (プールの設置・ 管理者)	プールの設置・管理の 瑕疵
8	民間ホテルのプー ル (自由遊泳中)	成人男子 (他のプール利用者 の飛込衝突による 受傷)	ホテル経営者 (プールの設置・ 管理者)	プールの設置・管理の 瑕疵
9	民間プール (自由遊泳中)	7才1ヶ月男児 (溺死)	民間プール経営者 (プールの設置・ 管理者及び プール監視員の使 用者)	⑦プールの設置・管理の 瑕疵 ⑧プール監視員の過失
10	市営プール (県と市教育委員 会の共催の水泳教 室実施中)	39才主婦 (急性心不全による 死亡)	埼玉県・富士見市 (水泳教室の共同 主催者及び 水泳教室指導員の 使用者)	⑦事前の健康診断の実施 義務の違反 ⑧水泳教室指導員の過失

(1)

⑤結論	⑥裁判所	⑦裁判年月日	⑧関係する(注)番号
認められなかった	千葉地裁	昭和49年 11月28日	Ⅱ:(2)・(4)・(5)・(13) (19)・(20)・(32)
認められた	横浜地裁	昭和57年 7月17日	Ⅱ:(1)・(8)
認められた	東京高裁	昭和59年 5月30日	Ⅱ:(9)
㊦認められた ㊧認められた	東京地裁	昭和39年 10月27日	Ⅱ:(7)・(11)・(14)・(17) (21)・(22) Ⅲ:(1)・(2)・(3)・(4) (5)・(6)・(7)
㊦認められた ㊧認められた	松山地裁 西条支部	昭和40年 4月21日	
認められた	大阪地裁	昭和56年 2月25日	
認められた	最高裁	昭和56年 2月25日	
認められた	大津地裁	昭和41年 9月24日	Ⅱ:(26)・(27)・(28)
㊦認められなかつた ㊧認められた	福岡地裁 小倉支部	昭和47年 12月28日	Ⅱ:(24)
㊦認められなかつた ㊧認められなかつた	浦和地裁	昭和60年 7月19日	Ⅱ:(3)・(6)・(10)・(12) (18)

No.	①事故発生場所	②被害者 (被害)	③被告	④争点
1 1	府営プール (自由遊泳中)	成人女子 (プールのスタート 台から飛び込み底部に 衝突し下半身不随)	大阪府 (プールの設置・ 管理者)	プールの設置・管理の 瑕疵
1 2	市営プール (自由遊泳中)	14才男子 (プールサイドから 飛び込み底部衝突し 四肢マヒ)	大阪市 (プールの設置・ 管理者及び プール監視員の使 用者)	㊦プールの設置・管理の 瑕疵 ㊧プール監視員の過失
1 3	市営プール (自由遊泳中)	小学2年生男子 (溺死)	大竹市 (プールの設置・ 管理者及び プール監視員の使 用者)	㊦大人用プールと小人用 プールの往来防止柵の 不存在による不備 ㊧監視体制の不備
1 4	市営プール (社会人水泳クラ ブ活動中)	成人男子 社会人水泳クラブ ・コーチ (水泳用電気時計の 漏電による感電死)	岸和田市 (プールの設置・ 管理者)	水泳クラブ所有の電気時 計の安全管理の責任がプ ールの設置・管理者にあ るかどうか

(2)

⑤結論	⑥裁判所	⑦裁判年月日	⑧関係する(注)番号
認められなかった	大阪地裁	昭和44年 11月27日	Ⅱ:(15)・(16)・(29)・(31) (33)
㊦認められなかった ㊧認められなかった	大阪地裁	昭和54年 1月26日	Ⅱ:(30)
㊦認められなかった ㊧認められた	広島地裁	昭和52年 12月22日	Ⅱ:(23)・(25)・(34)
認められなかった	大阪高裁	昭和60年 6月26日	Ⅱ:(35)

## IV まとめ

以上のことから、水泳プールにおいて水泳運動実施中および実施後に、安全面から注意すべきこととしては、くり返しになるが次のことがらがまとめられる。

### 1. 運動実施中について

#### (1) プール利用者への指導について

- ①危険を除去するために適切・ていねいな指導をする。
- ②水泳に必要な準備運動等を十分にさせる。
- ③特に、水泳未経験者を対象とする場合には、危険防止のための措置を十分に講ずる。
- ④また、「さかとび込み」の指導に関しても、プールの底に衝突などしないように十分に注意する。

#### (2) プール利用者への監督について

- ①水泳実施中は、水泳者を常に指導者の管理下において目の届くようにしておき、異常が発生した場合に直ちに臨機の措置を講ずることができるようにしておく。
- ②水泳実施中も、水泳者の外見上の健康状態について観察し把握する。
- ③水泳の授業や講習会などでは、2人1組のバディ・システムによって相互に相手の存在および健康状態について確認するようにさせる。
- ④プールサイドを走ったり、あるいはその勢いでプールに飛び込む者がいないように注意しておく。
- ⑤スタート台から飛び込む者とプール内の利用者が衝突しないように注意しておく。
- ⑥水泳者に異常が発生した場合には、必要に応じて、事故者の水中からの引き上げ・人工呼吸や心臓マッサージ等の蘇生のための措置・医師または救急車の手配などを講ずる。

#### (3) プールにおける人的設備について

- ①プール利用時間中は常にプールを監視して利用者の異常を直ちに発見できるようにしておき、また異常を発見した場合には直ちに臨機の措置がとれるように体制を整えておく。
- ②特に、水泳の未熟練者や子供が利用している場合には監視をきびしくする体制にしておく。
- ③プールに飛込板が付設されている場合には、これの利用による衝突などの事故が発生しないように監視する体制を整えておく。
- ④プールサイドを走ったり、走ってきた勢いでプールに飛び込む者がいないように規制できるような体制を整えておく。
- ⑤プール内の異常を発見しやすいように、場合によっては、プール内が混雑しないよう

にプール施設内への入場やプール内への入水を制限するような体制を整えておく。

#### (4) プールにおける物的設備について

① プール場内の放送等によって、次のようなことがらを注意する。

プール場内を走らないこと・プールサイドから飛び込まないこと・プールに入る場合には水深を確かめること・子供は大人用プールに勝手に近づかないこと・保護者は子供を大人用プールに近づかせないこと、など。

② プールに備え付けの用具や利用者が持参した用具およびその使い方が危険でないように注意しておく。また必要に応じてそれを規制する。

## 2 運動実施後について

#### (1) プール利用者への指導について

① その利用時間やその回の練習・講習の終了をプール利用者へに告げ、点呼をとるなどして無事を確認する。

② 練習や講習の終了時にシャワーを浴びさせ、確実に更衣をさせる。

#### (2) プール利用者への監督について

① 練習や講習の終了後の無断の勝手なプール利用を禁ずるために注意する。

② もしもその禁をやぶる者を発見した場合には、直ちにこれをやめさせる等の措置をとる。

③ 水泳の授業や講習などの終了後、受講者全員が、単にプールから更衣室へ退出しただけでなく、更衣してプールのある施設から退出したことを確かめる。なお、受付係がある場合には、連絡をとり合い利用者の存否を確かめる。

#### (3) プールにおける物的設備について

① プール利用時間の終了の際には、プール内およびプールのある施設内の異常の有無について点検し、無事を確認する。

### 〔引用・参考文献〕

- 1 加藤一郎・宮原守男・野村好弘編（昭和51年）不法行為判例集成・第10巻・人の被害（1）・ぎょうせい（加除式）
- 2 加藤一郎（平成3年）不法行為（増補版第20刷）・有斐閣
- 3 四宮和夫（平成4年）不法行為（初版第5刷）・青林書院
- 4 川井健（1993年）民法入門（第2版第1刷）・有斐閣



- 5 伊藤堯（昭和48年）体育・スポーツ事故判例の研究・道和書院
- 6 同上（昭和55年）体育法学の課題・道和書院
- 7 早川芳太郎他編（昭和50年）体育・スポーツの事故と対策（増補版第2刷）・第一法規出版
- 8 文部省体育課判例研究会（昭和49年）体育・スポーツ事故と裁判・日本体育社
- 9 星野英一他編（平成4年版）小六法・有斐閣
- 10 伊藤堯・山田良樹編（1991年）スポーツ六法・道和書院